

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第39回） 議事要旨

1. 日時：令和5年12月5日（火）18:30～20:00
2. 開催方式：（中央合同庁舎3号館11階特別会議室）WEB会議
3. 議題：
  - （1）事務局からの説明事項
  - （2）今後の審査の進め方について
4. 出席委員：竹内健蔵委員長、山内弘隆委員長代理、河島伸子委員、樋口進委員、矢ヶ崎紀子委員
5. 議事要旨（√：事務局 ○：委員）

事務局より、第36回及び第37回に実施した長崎へのヒアリングの内容、前回の議論を踏まえた審査内容の方向性について説明を行った。

- 全体として、事務局が提案する方針でまとめることで良いのではないかと感じる。一方で、法的拘束力のあるレターの提出は、あくまで民間事業者同士の拘束力となるので、難しいのかもしれないと感じる。
- √ レターにおける個別の事象だけを見ているわけではなく、本来提出されるべき者とは異なる宛先となっていること、そもそもレターがそろっていないこと、レターの確約の程度、これまでの資金ストラクチャーの変遷といったことを総合的に見て、要求基準4に適合していないのではないかという整理となっている。
- 審査内容の方向性として、小さな齟齬が積み重なって、全体として認定は難しいということなのではないかと感じる。仮に法的拘束力については十分なものが出てきていたとしても、事務局が挙げた資金調達に関する他の懸念点などを踏まえると首をかしげざるをえない状況である。
- √ 日本型IRはカジノの違法性阻却の上に成り立つものであるため、法的拘束力という点も、要求基準4の適合を整理する上で重要な点の一つであると考えている。
- 日本型IRは単なる民間プロジェクトとして整理が済むものではなく、カジノの違法性阻却により例外的に認められるものであることから、厳しく審査をしなければならぬと考える。
- 懸念点が積み重なった結果、全体的に確信が持てないという整理でよいと思う

が、地方に対して日本の大手企業と組んでいないと認められないといったメッセージにならないようにする必要がある。

- 資金面と運営面に確信が持てないという点について、全体として異論はないところだが、I Rの設置運営の実績・ノウハウを持つ者が出資しなければならないというメッセージにならないようにする必要がある。
- CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL（以下「CAI」という。）は事業の収益性の判断から出資割合が極めて小さいのではないか。
- ✓ I Rの設置運営の実績・ノウハウを持つ主体が必ず主要な出資者でなければならないというわけではないが、I Rの経営経験のある者を役員とした場合でも、例えば、ミドルマネジメント層や担当者にI Rの経験を有するものがいなければ、I R事業が長期間に渡り安定的に実施されると見込まれるだけの根拠に乏しいのではないか。
- ✓ I R事業者への資本的関与が十分でない企業において、I R事業を自らの事業として責任をもって関与すると言い切れるのか、慎重に判断する必要があるのではないか。特に、カジノ事業については業務委託をすることができない形となっているところ、カジノ事業のノウハウ等を提供するCAI等においては資本的関与が十分とは言い難い状況であり、そのような中でI R事業者自らの手でカジノを運営できるといえるのか。カジノを含むI R事業が長期間に渡り安定的に実施されると見込まれるだけの根拠に乏しいのではないか。
- I Rと一般的な事業の違いは、カジノ事業に関わる者の廉潔性をしっかり確認する必要があるということであり、そのため委託が禁止されていると理解している。仮に不十分な計画を認定して、何か齟齬があった、上手くいかなかったとなると社会的な責任が生じることとなる。I R事業は違法性が阻却された上で認められる例外的なもの。通常の民間プロジェクトとは異なる判断が求められる。
- ✓ 次回、本日の議論を踏まえて、方向性を整理して提示させて頂く。

以上